会計	繰越	検算	転記	0	
㋐	㋑	㋒	㋓ ㋔ ㋕	0	

※該当箇所に レ すること。

(その1)

収　支　報　告　書

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
レ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

（ふりがな）　わたなべみきこうえんかい

1　政治団体の名称　わたなべ美樹後援会

2　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町２－１－１
参議院議員会館４１０号

3　代表者の氏名　渡邉　美樹

4　会計責任者の氏名　西野　朝香

5　平成　２９　年分

団体コード	1 2 5 0 1 2 2 9 2 0 0 1 2 0 *
前年繰越額	2，392，515 円

事務担当者の氏名　佐野 可奈子

電話番号　03-6550-0410

資金管理団体の指定の有無
レ 有　□ 無
公職の種類　参議院議員　(現)・候
資金管理団体の届出をした者の氏名　渡邉　美樹

国会議員関係政治団体の区分
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　渡邉　美樹
公職の種類　参議院議員　(現)・候

（※）資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付 30.5.15 収支公開室 第　号

3054号 30.5.1 東京都選挙管理委員会 事務局

受付	審査	確認	消込

1790

105960

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	18,393,038
（前年からの繰越額）	2,392,515
（本年の収入額）	16,000,523
支　出　総　額	17,744,463
翌年への繰越額	648,575

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	10,000,500	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	10,000,500	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	10,000,500	

(その4)

(4) 借　入　金

行番号	借　入　先	金　額	備　考
1	渡邉美樹	2,000,000	平成29年4月13日
2	渡邉美樹	4,000,000	平成29年10月27日
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
	この頁の小計	6,000,000	
	合　計	6,000,000	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	23	
	合　　計	23	

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	渡邉美樹	10,000,000	H29/2/27	神奈川県横浜市神奈川区栄町10－35－W4106	参議院議員	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	10,000,000				
	その他の寄附	500				
	合計	10,000,500				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	15,666,488	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	694,420	0	
(4) 事務所費	460,499	0	
小計	16,821,407	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	923,056	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	923,056	0	
合計	17,744,463		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	コピー代	10,644	H29/1/6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
2	コピー代	20,620	H29/2/6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
3	コピー代	11,103	H29/5/8	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
4	コピー代	21,621	H29/6/6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
5	コピー代	15,394	H29/7/6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
6	コピー代	12,682	H29/8/7	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
7	コピー代	19,362	H29/9/6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
8	コピー代	19,301	H29/12/6	富士ゼロックス東京株式会社	東京都新宿区西新宿6-14-1	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	130,727				
	その他の支出	563,693				
	合計	694,420				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	カラー複合機　リース料	13,230	H29/1/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
2	カラー複合機　リース料	13,230	H29/2/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
3	カラー複合機　リース料	13,230	H29/3/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
4	カラー複合機　リース料	13,230	H29/4/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
5	カラー複合機　リース料	13,230	H29/5/29	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
6	カラー複合機　リース料	13,230	H29/6/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
7	政治資金監査業務	48,895	H29/7/20	片山進平	東京都千代田区五番町６－２　７F	
8	カラー複合機　リース料	13,230	H29/7/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
9	放送受信料	24,770	H29/8/28	NHK中央営業センター	東京都渋谷区神南２－２－１	
10	カラー複合機　リース料	13,230	H29/8/28	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
11	カラー複合機　リース料	13,230	H29/9/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
12	宅急便他運賃料金	16,768	H29/10/26	ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座2-16-10	
13	カラー複合機　リース料	13,230	H29/10/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
14	カラー複合機　リース料	13,230	H29/11/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
	この頁の小計	235,963				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
15	カラー複合機　リース料	13,230	H29/12/27	日立キャピタルNBL株式会社	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
	この頁の小計	13,230				
	その他の支出	211,306				
	合計	460,499				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	704,680				
	合計	704,680				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	電報代	12,700	H29/2/8	株式会社ヒューモニー	大阪市西区江戸堀１－１０－８－６F	
2	会費	15,000	H29/7/10	そのだ修光後援会	鹿児島県鹿児島市和田２－３９－１	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	27,700				
	その他の支出	190,676				
	合計	218,376				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	☐	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

	資産等の内訳		項目別区分	シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
行番号	摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
1	渡邉美樹	91,000,000		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成30年　5月　1日

政治団体の名称　わたなべ美樹後援会

会計責任者の氏名　西野　　朝香　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成３０年４月２７日

わたなべ美樹後援会

代表　渡邉　美樹　殿

登録政治資金監査人　片山淮平
登　録　番　号　第４４６９号
研修修了年月日　平成２５年９月９日

１、監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、わたなべ美樹後援会の平成２９年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、わたなべ美樹後援会の主たる事務所において行った。

２、監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載された。

３、業務制限

わたなべ美樹後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、わたなべ美樹後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上